

議会運営委員会 会議録（要旨）

○ 開催年月日 令和7年11月4日（火）

午前9時30分 開会

午前9時45分 閉会

○ 場 所 第3常任委員会室

○ 出席委員（10名）

委員長	宮 城 克
委員	上 里 広 幸
委員	岸 本 一 徳
委員	宮 城 優
委員	知 念 秀 明

副委員長	我如古 盛 英
委員	石 川 慶
委員	平安座 武志
委員	宮 城 政 司
委員	山 城 康 弘

議 長	呉 屋 等
-----	-------

○ 欠席委員（0名）

○ 委員外議員（0名）

○ 説明員（0名）

○ 議会事務局職員出席者（4名）

局 長	仲 村 厚 子
議事担当主幹	平 田 駒 子

次長兼総務課長	當 山 全 盛
議事担当係長	伊 佐 直 樹

○ 協議案件

1. 議場等へのPCの持ち込みについて
2. その他

議会運営委員会（要旨）

令和 7 年 11 月 4 日（火）

○宮城克 委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（開会時刻 午前 9 時 30 分）

【協議事項】

1. 議場等への P C の持ち込みについて

○宮城克 委員長 執行部より、総務常任委員会の決算審査へのパソコンの持ち込み依頼があったため、その取扱いについて協議を行う。既に令和 3 年にタブレット端末機使用基準を定めているが、約 4 年が経過していることから、想定外の状況がないか改めて本会議場等での持ち込みも想定し、確認のうえ円滑に進めるために議題とした。事務局より説明を求める。

○議会事務局長 執行部よりペーパーレス化推進のため、総務常任委員会の決算審査に職員のパソコンを持ち込みたいとの依頼があった。現在の職員のパソコンは無線 W i - F i で庁内どこでも利用可能な状態であり、使用基準策定当時と I T 環境が変化している。課題等を検証するため、しばらくは試行として持ち込みを許可し、運用のなかで基準をブラッシュアップしていくことを提案する。

○呉屋等 議員 今回の持ち込みは使用基準第 3 条に基づき議長許可で対応可能であるが、丁寧に本委員会に諮ったものである。現在、職員のパソコンは庁内どこでもインターネットに接続できるが、議員のタブレットはルーター経由の接続となっている。今回の試行を機に、議員側も同様のインターネット環境を整備するよう、ハード・ソフト両面での見直しを執行部に要求していきたい。

○石川慶委員 職員のパソコン使用には反対しないが、持ち込みのたびに毎回許可を取る必要があるのか確認したい。現在、事務局職員が委員会室に持ち込んでいるパソコンの許可の取扱いも含めて整理してほしい。

○議会事務局長 議員のタブレット以外の持ち込みは毎回許可を得ているが、事務の煩雑化を避けるため、一括して許可を認めるような柔軟な方法を今後整理したい。

○岸本一徳委員 先日の福祉教育常任委員会にて、法改正の質疑をした際、担当課長が失念していた情報を、後ろの職員がパソコンですぐに調べて課長に耳打ちし、的確な答弁を得られた。多くの書類を抱えてくるよりもパソコンの活用は有益であり、後

日回答を減らすためにも進めるべきである。

○山城康弘委員 ペーパーレス化には賛成するが、完全に紙を廃止することによる関係業者等への配慮も必要である。また、市民から選ばれた議員と執行部職員とでは性質が異なるため、議員側の活動に制約が生じないよう平等な環境を確保し、段階的に進めていきたい。

○宮城克 委員長 各常任委員会での職員の持ち込みは、各常任委員長の許可を得ることを条件に、当面は試行として許可することで決定する。事務局は詳細を整理してラインワークス等で共有し、各委員長や所属議員への周知をお願いする。

【協議結果】

各常任委員長の許可を得ることを条件に、承認することに決定する。

○宮城克 委員長 本日の委員会を閉会いたします。 閉会時刻（午前9時45分）